第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

◆　これまでの福祉は、一部の人を救済することを目的としていました。しかし、これからの福祉は、地域に生きる一人ひとりがよりよく生きるために、地域の市民すべてで支える地域福祉へと変わっていく必要があります。そのためには、地域福祉に対しての市民の理解と協力､つまり市民の参加と行動が不可欠なのです。

◆　このような考えの背景には、福祉を取り巻く環境の大きな変化があります。中でも社会福祉基礎構造改革(*1)や社会福祉法(*2)の改正などによって、これまでの「行政が決定し提供する福祉」から「市民が選択し利用する福祉」へと福祉制度が大きく転換されました｡その第一歩として平成１２年４月から介護保険制度(*3)が、平成１５年度からは支援費制度(*4)が開始されています。

◆　これらの制度を推進するためには、市民が必要とするサービスについて、満足のいく選択と利用ができるように十分な質と量の確保が必要です。また、対等で円滑な契約関係が築けるような環境を整備するなど、市民に一番身近な行政である「市」の役割も重要になっています。

◆　しかし、少子高齢化が急速に進む中、社会経済状況の低迷から、全国の地方自治体の税収が減少し、地方財政は一層厳しい状況になることが予想されます。このため、多様化する福祉ニーズに行政のみで対応することは困難であり、地域で共に支えあう福祉社会を今から形成していくことが重要な課題となっています。

◆　東京都では、これらの課題に対応するため、平成１４年２月に「地域で自立を支える新しい福祉を目指して」というスローガンのもと､「ＴＯＫＹＯ 福祉改革ＳＴＥＰ２」を策定し、新しい福祉の将来像とそれを実現するための方策を示しました。

◆　そこで、本市においても、このような社会情勢の大きな変化に的確に対応し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくために､「西東京市地域福祉計画」を市民が主体となって策定し、地域福祉計画の理念とそれを実現するための具体的な取り組みを明らかにしました。

＜用語解説＞

(*1) **社会福祉基礎構造改革…終戦直後の生活困窮者の保護・救済を主なねらいとして整備されてきた社会福祉制度を根本から見直し、契約に基づいて個人が選択・利用する福祉への転換をめざして平成9年8月から取り組まれている一連の改革。**

(*2) **社会福祉法…それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。**

(*3) **介護保険制度…40歳以上の人が加入する保険であり､加齢により介護を必要とする状態になった場合に､適切な負担で自分にあった介護サービスを選択・利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、高齢化を社会全体で支えあうために平成12年4月から開始された制度。**

(*4) **支援費制度…障害者が市町村に申請した上で、都道府県の指定を受けた事業者の中から必要なサービスを自分で選び、適切な負担で利用するしくみ。これまで措置制度として直接サービスを提供していた市町村は、支援費を介して事業者と利用者を橋渡しする役となった。平成15年4月開始。**

2 計画の位置づけ

この計画は、「西東京市基本構想・基本計画」を上位計画とし、保健福祉に関連する計画と整合性を図りながら策定した、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。同時に、市民の活動計画として、西東京市社会福祉協議会(*1)が市民とともに策定した「西東京市地域福祉活動計画」と相互に連携していきます。

この計画は、平成１２年６月に改正された社会福祉法第１０７条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

この計画には、地域福祉の視点から、特に重点的な取り組みを盛り込んでおり、これ以外の具体的な取り組みについては、各個別計画にゆだねられています。

■　地域福祉計画の位置づけ

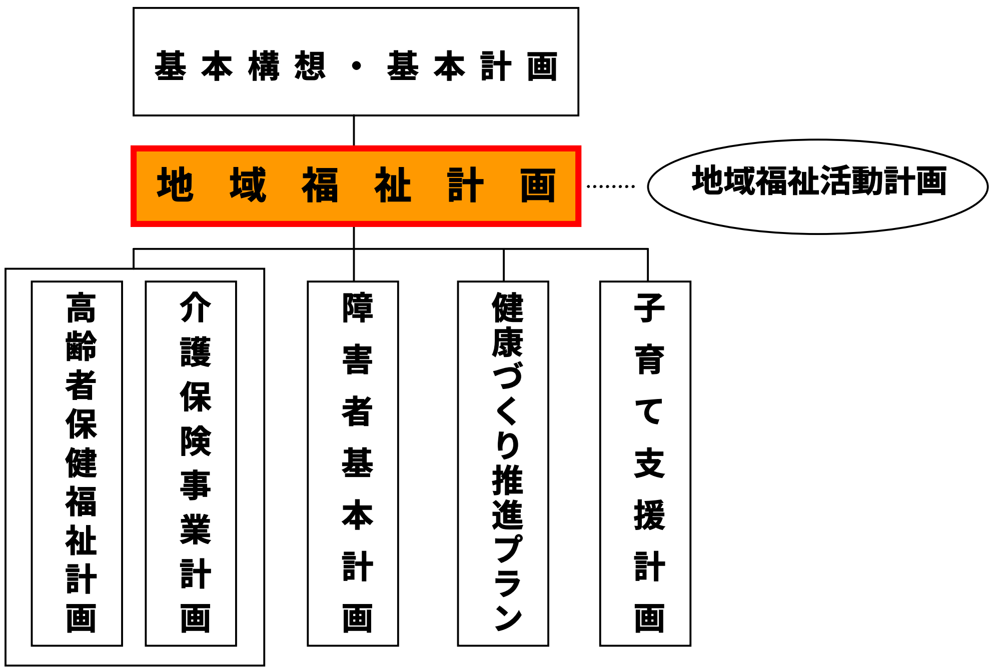

＜用語解説＞

(*1) **社会福祉協議会…地域福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。平成 12 年の社会福祉事業法改正によって、活性化に向けた方向性として 1)事業者に加え市民やボランティア、ＮＰＯ等の活動参加の明確化、2)公益的事業を担う役割の明確化、3)複数の市町村を範囲とした設立が可能、などが示された。**

3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民、関係機関、関係団体、学識経験者によって構成された「地域福祉計画検討委員会」を中心に検討を重ね、適宜、上部組織の「福祉計画策定委員会」や「保健福祉審議会」へ報告し、助言をいただきました。

また、市民の意見をできるだけ多く計画に反映させるために、パブリックコメント（市民意見提出手続き）(*1)の実施や市民説明会の開催を行うなど、さまざまな市民参加の手法を取り入れました。

■　**策定組織の相関図**

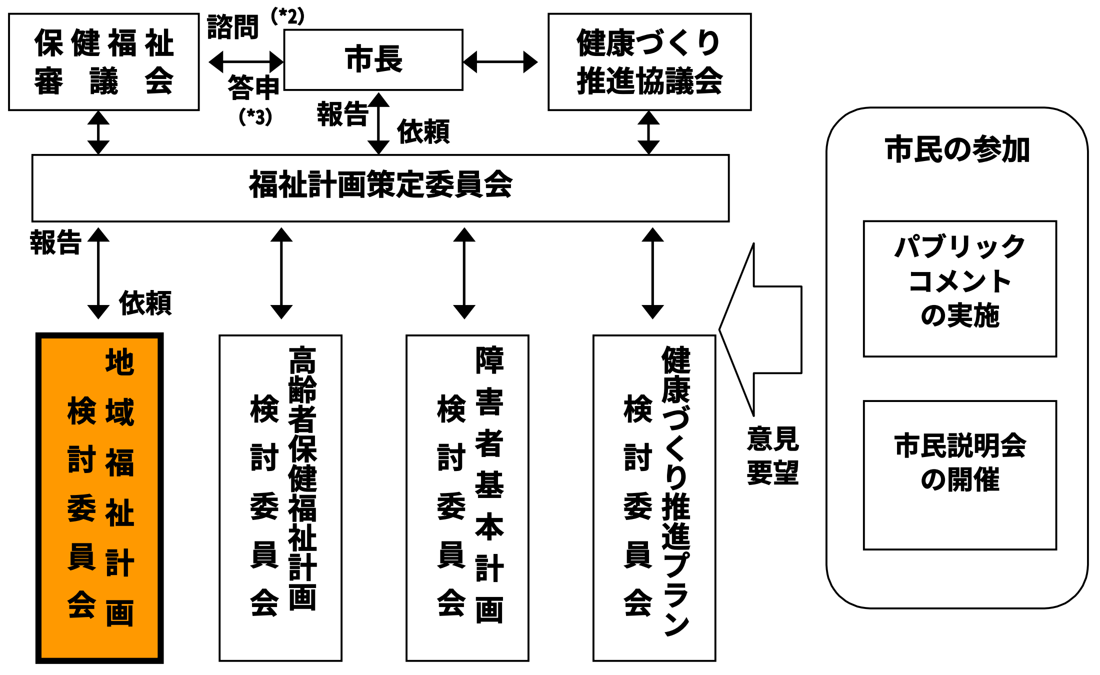

＊各検討委員会には、公募による市民が参加しています。

<用語解説>

(*1) **パブリックコメント（市民意見提出手続き）…市の計画づくりの途中で、市の原案に対する市民の意見を郵便、ファクス、電子メール等で提出してもらう制度。平成 14 年 10 月 1 日に施行した「西東京市市民参加条例」の市民参加手続きの一つとして実施している。**

(*2) **諮問…市長から学識者等を交えた審議会に対して、計画策定に向けた考え方などを質問すること。**

(*3) **答申…審議会から市長に対して、計画策定に向けた考え方などを回答すること。**

4 計画の期間

この計画は、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間を計画期間とし、3 年で計画の見直しを行う予定です。

<table>
<tr><th>計画名</th><th>平成
14
年度</th><th>15
年度</th><th>16
年度</th><th>17
年度</th><th>18
年度</th><th>19
年度</th><th>20
年度</th><th>21
年度</th><th>22
年度</th><th>23
年度</th><th>24
年度</th><th>25
年度</th><th>26
年度</th></tr>
<tr><td>基本構想・基本計画</td><td></td><td></td><td colspan="10">計画期間（10 か年）</td><td></td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td></td><td></td><td colspan="5">計画期間（5 か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者保健福祉計画</td><td></td><td colspan="5">計画期間（5 か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>介護保険事業計画</td><td></td><td colspan="5">計画期間（5 か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障害者基本計画</td><td></td><td></td><td colspan="10">計画期間（10 か年）</td><td></td></tr>
<tr><td>健康づくり推進プラン</td><td></td><td></td><td colspan="7">計画期間（7 か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>子育て支援計画</td><td></td><td></td><td colspan="10">計画期間（10 か年）</td><td></td></tr>
</table>